

予約・申し込み受け付け中

マイナンバーカードでマイナポイント

●問い合わせ先 企画課 企画広報班 ☎(248)1813

マイナポイント事業とは

マイナンバーカードを活用した、国が実施する消費活性化策です。マイナンバーカードに申し込み手続きをした、マイナポイント対応のキャッシュレス決済サービス(電子マネー、QRコード決済など)の利用で、お買物に使用できるポイントが付与されます。利用には事前に、マイナンバーカードの取得とマイナポイントの予約、マイナポイントの申し込みが必要です。

利用のための3つのステップ

①マイナンバーカードの取得
マイナポイントを利用するためには、マイナンバーカードが必要です。申請から交付までには、最大2カ月かかる場合がありますので、早めの申請をお願いします。

②マイナポイントの予約・マイナポイントの申し込み
自身のパソコンやスマートフォン、マイナポイント手続きスポットなどから設定することができます。

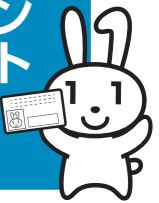
③登録した決済サービスを利用してマイナポイントをもらう
9月1日〜令和3年3月31日の期間に、②で申し込みした決済サービスで、チャージ(前払い)や物品の購入を行なうと、利用金額の25%分のポイント(1人あたり上限5,000円分)が付与されます。



マイナポイント 手続きスポット検索



マイナポイントの 予約・申込方法



マイキープラットフォーム・マイナポイント予約申込サイトから手続きします。



マイキープラットフォーム

▼スマートフォンで手続き

マイナポイントアプリ対応のスマートフォン、マイナポイントアプリが必須です。



マイナポイントアプリをインストールして、マイナポイントの予約(マイキーIDの設定)から画面に従って手続きします。

③登録した決済サービスを利用してマイナポイントをもらう

9月1日〜令和3年3月31日の期間に、②で申し込みした決済サービスで、チャージ(前払い)や物品の購入を行なうと、利用金額の25%分のポイント(1人あたり上限5,000円分)が付与されます。

マイナンバー総合フリーダイヤル

☎0120(95)0178
音声ガイダンス5番を選択
平日午前9時30分〜午後8時
土日祝午前9時30分〜午後5時30分
(年末年始を除く)



市役所でマイナポイントの予約・申し込みの設定支援を行なっています

マイナポイントの予約・申し込みを希望で、お持ちの機器がICカード読み取りなどに対応していない人のために、市役所2階25番窓口企画課にてパソコンによる設定支援を行なっています。設定支援を希望の人は、企画課に電話で問い合わせのうえ、来庁してください。

※マイナンバーカードの有効期限が切れて電子証明書の更新を行なった場合、変更後24時間はマイナポイントの予約・申し込みができません。

※一部の決済サービスは、決済サービスアプリや店頭から申し込みができず、市の窓口で、マイナポイントの申し込みができない場合があります。

※一度申し込みした決済サービスは変更できません。

自分をまもり、大切な人をまもり、地域と社会をまもるために

接触確認アプリをインストールしましょう

●問い合わせ先 健康づくり推進課 ☎(248)1173

新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCCOA)を厚生労働省が開発しました。

利用者は、陽性者と接触した可能性が分かることで、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。

利用が増えることで、感染拡大の防止につながることが期待されます。

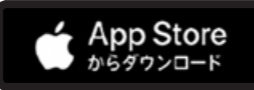
接触確認アプリとは

スマートフォンの近接通知機能(ブルートゥース)を利用して、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について、通知を受け取ることができます。

他のスマートフォンと、おおむね15分以内で15分以上近接した状態を、接触として検知します。データは、お互い分からないようプライバシーを確保して、本人のスマートフォンの中のみ暗号化して記憶され、14日経過すると自動的に無効になります。アプリのインストール時と、陽性者と接触した可能性がある通知を受ける場合を除き、通常時はブルートゥースを有効にするだけで、通信費はかかりません。

▼アプリのインストール方法
下記のバーコードからインストールしてください。

iPhoneの人はこちら



Androidの人はこちら



▼アプリについての詳しい情報は、下記の厚生労働省のウェブサイトをご覧ください。



内閣官房 新型コロナウイルス感染症対策推進室 情報通信技術(IT)総合戦略室

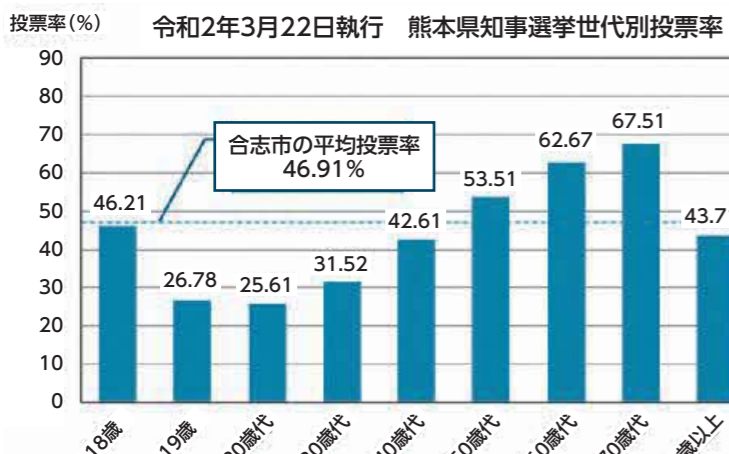
若い世代の声を政治に届けよう

18歳、今日からあなたも有権者

●問い合わせ先 選挙管理委員会事務局 ☎(248)1112

平成27年の法改正により、投票できる人の年齢が20歳以上から18歳以上に引き下げられました。

民主主義においては、選挙権は政治に直接参加できる大切な権利であり、投票することで税金の使い道や法律など、政治を監視することにも繋がります。



しかし、現状ではその権利を放棄する人が多くなってきています。上のグラフは3月に執行された熊本県知事選挙の本市の世代別の投票率です。平均投票率は46・91%で、有権者の半数以上が投票していません。また、特に30歳代以下の若い世代の投票率の低さが目立ちます。

一方で、若い世代の中でも18歳の投票率は46・21%と高くなっています。この主な理由は、初めて投票に行く期待感、学校などの啓発の成果、家族からの誘いなどではないかと考えられます。

現在日本は、少子高齢化社会で若い世代の人口が少なくなっています。国や県・市の将来を決める選挙に若い世代の皆さんの意見を反映させるためにも、投票所に行き一票を投じましょう。

選挙管理委員会では市内の学校を対象に、随時、選挙の事前授業を行なっています。派遣依頼など、詳しくはお尋ねください。